

# 県営住宅滞納家賃回収弁護士業務委託 提案募集要項

静岡県県営住宅の退去者の滞納家賃回収に係る弁護士業務委託に関する提案募集については、関係法令に定めるもののほか、この募集要項によるものとする。

## 1 業務概要

### (1) 目的

静岡県が管理する県営住宅の滞納家賃については、電話、文書、訪問による催告や訴訟等の法的措置を積極的に行い回収に努めてきたところである。

しかしながら、近年、県営住宅を退去した者の滞納家賃が多額となっており、退去滞納者は、所在が不明になりがちな多重債務に陥っていて、収納が困難となっているケースも多い。

このため、本県では、これまでサービサー（債権管理回収業に関する特別措置法第3条の許可、第12条ただし書の承認を得ている者）に退去滞納家賃の収納を委託してきたが、依然回収が得られない債権が多くある。

以上の状況から、より積極的に滞納家賃を回収するため、専門的なノウハウや実績を有する弁護士に対して、回収業務を委託するものである。

### (2) 業務名

県営住宅滞納家賃回収弁護士業務委託

### (3) 概要

本業務は、静岡県内の県営住宅に入居していたが、家賃を滞納したまま住宅を退去した者の滞納家賃を回収するため、弁護士の有する権限やノウハウを積極的に用いて、退去者等（退去滞納者及びその連帯保証人をいう。以下同じ。）に対する催告、滞納家賃の収納、居所不明者の調査などを行う。

本業務は、受託者の創意工夫を最大限活用する観点から、業務の具体的な遂行のあり方や実現の手法は、受託者の提案と裁量に委ねるものとする。

### (4) 委託する債権

委託する債権は、県営住宅の家賃を支払わずに退去した者の滞納家賃で、委託者が自ら督促し、又はサービサーに収納を委託したが回収が得られなかった債権（約240件、約9千6百万円）の中から、委託者が選定する。

### (5) 委託業務の内容

(4)に記載する債権の回収及びこれに附帯する業務。具体的には以下のとおりとする。ただし、滞納者等に対する法的措置の実施は含まない。

- ① 滞納者等に対する文書・電話による催告、弁済交渉、支払方法の相談
- ② 滞納家賃の収納、保管、静岡県への入金及びそれらの報告

滞納者等からの入金については、受託者が一旦集金し、静岡県に納付すること。（なお、委託した債権で滞納者等が直接静岡県に対して納付した場合は、静岡県が事実を確認した時点で速やかに受託者に情報を提供する。）

また、滞納家賃の入金や対応の状況について、静岡県財務規則の規定及び委託者の指示に基づき、所定の方法により静岡県へ報告すること。

- ③ 滞納者等の居所に係る調査
- ④ 滞納者等の死亡時における相続人調査及び相続人からの債権回収

#### (6) 委託費用

本業務は完全成功報酬制とし、着手金、公署に対する照会や文書取得に係る費用、各種書類作成や郵送に係る費用等は、個別に算出せず、すべて成功報酬に含めるものとする。

委託費用は、本業務により滞納者等から集金し静岡県へ納付する額に、成功報酬の率を乗じた額を支払うものとする。

成功報酬の率は、参加者が提案するものとする。

#### (7) 契約期間

委託契約日から平成26年3月末日までとする。

委託契約日は、平成25年10月下旬を予定するが、状況によって前後することがある。

## 2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、契約締結後にこれらの要件を欠いていたことが判明した場合、契約を解除することがある。

(1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は第30条の2に規定する弁護士法人であって、第57条に規定する懲戒処分を現に受けていないこと。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者
- ② 国税及び都道府県税を滞納している者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- ④ 本人又は役員で次のアからウに該当するものがある者
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- ⑤ 本人又は役員で次のアからキに該当するものがある者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下

- 「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- ⑥ 政治活動や宗教活動を活動目的とする者

### 3 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及び記載上の留意事項

本提案募集に参加を希望する者は、以下により参加表明書及び企画提案書を提出する。

#### (1) 提出期間

平成25年8月12日(月)午前10時から

平成25年8月30日(金)午後4時まで

#### (2) 提出先

静岡県くらし・環境部 建築住宅局 公営住宅課

#### (3) 提出方法

参加表明書1部及び企画提案書7部を持参又は書留郵便にて提出すること。

#### (4) 参加表明書及び企画提案書の内容に関する留意事項

① 参加表明書の様式は、別添様式-1とする。

② 企画提案書の様式は、別添様式-2とする。

③ 作成に用いる言語等

文字サイズは10ポイント以上とする。言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

④ 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

### 4 企画提案書の審査

県営住宅滞納家賃回収弁護士業務委託業者選定委員会が評価基準に基づき審査し、最優秀提案者を選定する。

### (1) 評価基準

次の事項について、より具体的で有益と考えられる提案に高い評価を与える。

評価の項目	評価の観点	配点
1 実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 意欲的に取り組む姿勢、業務への信頼</li><li>・ 公営住宅の滞納家賃に対する理解</li></ul>	10
2 実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 文書・電話など催告の手段や方法</li><li>・ 弁済交渉や支払相談の対応</li><li>・ 転居者や死亡者の相続人の所在調査、調査後の催告の方法</li><li>・ 回収金の収納・管理の方法</li><li>・ その他の有益・効果的な取り組み</li></ul>	40
3 実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指揮・監督体制、実施規模</li><li>・ 従事者の資格、知識、経験</li><li>・ 個人情報保護、法令遵守、クレーム処理への取組</li></ul>	15
4 事業実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 同種及び類似の回収業務委託の受注実績</li></ul>	10
5 委託費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 成功報酬に係る報酬率</li></ul>	25
合 計		100

### (2) 企画提案書の説明（プレゼンテーション）

提出者による企画提案書の説明及び質疑応答（各者 30 分程度、提出者数により変更あり。）を以下により行う。

- ① 日時 平成 25 年 9 月上旬（日時や詳細は後日通知する。）
- ② 場所 静岡県庁内会議室

### (3) 通知

企画提案書を提出した者全てに対して、選考の結果を文書で通知する。

## 5 契約

### (1) 契約の手続

事業実施候補として選定された事業の内容等については、選定された者と公営住宅課の間で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、その内容について企画提案書をもとに、双方で確認のうえ、修正・変更を行う場合がある。その後、見積りを徴する随意契約を行い、県が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。

### (2) 契約条件

- ① 契約書の作成：契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
- ② 契約保証金：免除
- ③ 前払金：なし

## 6 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、当業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであるの  
で、本説明書において記載された事項以外の内容を含むものについては無効とする場合  
がある。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。また、企画提案書の提出者の選定以外に提出者  
に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者  
の同意を得るものとする。
- (5) 企画提案書の提出期限後においては、記載された内容の変更を認めない。
- (6) 企画提案書の提出後、提案内容を適切に反映した契約仕様書を作成するために、業務  
の具体的な実施方法及び契約の条件について協議を行う。
- (7) 応募に関する質問  
応募に関する質問がある場合には、公営住宅課まで問い合わせる。

### (担当・問合せ先)

静岡県くらし・環境部 建築住宅局 公営住宅課 担当：松下  
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 (静岡県庁西館10階)  
電話：054-221-3085  
電子メール：[jutaku@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:jutaku@pref.shizuoka.lg.jp)  
受付時間：土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

## 参加表明書

平成 年 月 日

静岡県知事 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

下記業務の受託を希望するため、企画提案書を提出します。なお、参加資格要件を満たしていること及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名  
県営住宅滞納家賃回収弁護士業務委託

担当部課  
担当者名  
電話番号  
電子メール

**県営住宅滞納家賃回収弁護士業務 企画提案書**

標記業務について、企画提案書を提出します。

平成 年 月 日

静岡県知事 様

提出者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

提案書に関する照会先  
担当部課  
担当者名  
電話番号  
電子メール

## 提案項目

下記の項目に関する提案書を作成すること。(様式は任意。A 4 縦 15 ページ以内とする。)

### 1 実施方針

- ・ 当業務に対する基本的な考え方
- ・ 当業務に対する基本的な取組姿勢及び特色

### 2 実施方法

- ・ 滞納者等に対する催告の手段、方法、回数
- ・ 弁済交渉、支払方法等の実施方法
- ・ 転居者や死亡者の相続の相続人の調査、調査後の催告の方法
- ・ 回収金の収納・管理の方法

### 3 実施体制

- ・ 指揮・監督の体制、組織図、業務実施規模
- ・ 従事者の資格、知識、経験
- ・ 個人情報保護、法令遵守、クレーム処理への取組

### 4 事業実績

- ・ 同種及び類似の回収業務委託の受託実績  
(主要な受託実績。委託者、回収債権の内容、受託期間、受託した債権の金額、回収率等。)

### 5 委託費用

- ・ 成功報酬に係る率を税抜にて記載する。